

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">第一種指定電気通信設備接続料規則</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 原価及び利潤の算定（第七条―第十三条）</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に關し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第四項第一号口の機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に關する事項を定め、もつて機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。</p> <p>(機能)</p> <p>第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p> <p>表・備考 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 原価及び利潤の算定</p>	<p style="text-align: center;">接続料規則</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章～第三章 (略)</p> <p>第四章 原価算定（第七条―第十三条）</p> <p>第五章～第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に關し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第四項第一号口の機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価の算定方法、通信量等の記録及び再計算に關する事項を定め、もつて機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。</p> <p>(機能)</p> <p>第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p> <p>表・備考 (略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 原価算定</p>

(原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用)

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

(接続料の原価及び利潤)

第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価及び利潤は、同条に規定する機能(同表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 接続料の原価及び利潤の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合

二 (略)

3 第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価及び利潤は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価(営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する

(原価算定に用いる資産及び費用)

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては接続会計規則に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価を算定しなければならない。

(接続料の原価)

第八条 接続料(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。)の原価は、第四条に規定する機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。)ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 接続料の原価の算定期間は一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能(法第三十三条第五項の機能を除く。)を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき。

二 (略)

3 第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価(営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用)に

費用に限る。以下この項において同じ。）に対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

（第一種指定設備管理運営費の算定）

第九条 第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

（他人資本費用）

第十一条 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{他人資本費用} = \frac{\text{当該機能に係るシートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本}}{\text{本利比率}}$$

2 第四条に規定する機能に係るシートベースの額は、次に掲げる式によ

対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

（第一種指定設備管理運営費の算定）

第九条 第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書に規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

（他人資本費用）

第十一条 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{他人資本費用} = \frac{\text{第四条に規定する機能に係るシートベース} \times \text{他人資本}}{\text{比率} \times \text{他人資本利比率}}$$

2 第四条に規定する機能に係るシートベースの額は、次に掲げる式によ

り計算する。

$$\begin{aligned} \text{当該機能に係るリーマンズ} &= (\text{対象設備等の正味固定資産価額} \times (1 \\ &+ \text{繰延資産比率} + \text{投資等比率} + \text{貯蔵品} \\ &\text{比率}) + \text{運転資本}) \times \text{原価及び利潤の} \\ &\text{算定期間} \end{aligned}$$

- 3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

- 4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5・6 (略)

- 7 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとす。

り計算する。

$$\begin{aligned} \text{第四条に規定する機能に係るリーマンズ} &= (\text{対象設備等の正味固定資} \\ &\text{産価額} \times (1 + \text{繰延資産比} \\ &\text{率} + \text{投資等比率} + \text{貯蔵品} \\ &\text{比率}) + \text{運転資本}) \times \text{原価} \\ &\text{の算定期間} \end{aligned}$$

- 3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

- 4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5・6 (略)

- 7 第一項の他人資本利子率は、社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとす。

8・9 (略)

(自己資本費用)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\frac{\text{過去三年間の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}{\text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}$$

4 前項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

5 (略)

(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に<sup>一</sup>、当該各号に定める式により計算する。

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合並びに当該原価及び利潤に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額Ⅱ〇

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合であつて前号に掲げる

8・9 (略)

(自己資本費用)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。

$$\frac{\text{過去三年間の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}{\text{リスク調整係数} + \text{他産業の平均自己資本利益率} \times \text{リスク調整係数}}$$

4 第三項のβは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

5 (略)

(調整額)

第十二条の二 (略)

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合及び当該原価に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額Ⅱ〇

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価を算定する場合であつて前号に掲げる場合以外

場合以外の場合（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限り。）並びに前項原価及び利潤に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が一年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）＋当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）－当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）  
調整額＝０

四 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限り。）である場合（第二号に該当する場合を除く。）  
調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合  
調整額＝０

六 (密)

2 (密)

の場合（原価の算定期間が一年を超える場合に限り。）及び前項原価に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が一年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）＋当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）－当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）  
調整額＝０

四 前々算定期間における接続料の原価が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価の算定期間が一年を超える場合に限り。）である場合（第二号に該当する場合を除く。）  
調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価を算定する場合  
調整額＝０

六 (密)

2 (密)

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{当該機能に係るリース・リース外他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

2 前項の他人資本比率は、第十一条第一項の他人資本比率とする。

3 第一項の有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定する。

4 (略)

第十七条の二 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもって設定するものとする。

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + (\text{有利子負債以外の負債の額} \times \text{利子相当率})) \times \text{利益対応税率}$$

2 (略)

第十七条の二 (略)

2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもって設定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあつては、第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあつては、第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年 月 日）から施行する。